

市税などを滞納していると…

Q1 督促状とは何ですか。

A1 督促状の送付は、法律に定めのある延滞税や督促手数料などの請求と、差し押さえを進める上での前提要件とされています。



搜索の様子

Q2 滞納が続くと、家宅搜索をされて家電や自動車が差し押さえられると聞きましたが、本当ですか。

A2 税金などを滞納すると、国税徴収法に基づき「搜索」の対象となります。搜索とは、一定の「物」や「住居その他の場所」を強制的に調査する行政処分です。差し押さえ可能な財産を発見することを目的とし、裁判官の令状は必要ありません。「徴税吏員」(税の担当職員)が搜索を行うこととなります。

問合せ

納税係 ☎32-2219

生活環境交通係

☎32-2215

今月の納付

- 国民健康保険税 5期
 - 後期高齢者医療保険料 5期
- 納期限 11月30日(金)まで

し尿処理手数料は納期限までに納めましょう

くみ取りの申し込みは、業者(織田商事☎32-2948)あてとなっていますが、未納のある方が申し込むときは、市役所生活環境交通係に連絡することとなります。確実な納付を約束されてからくみ取りを行います。

未納が続く、特に悪質と判断されたときには「行政サービスの制限」の

対象者となり、様々な行政サービスが受けられなくなります。し尿処理手数料(くみ取り料)は納期限までに必ず納めましょう。

日中の支払いが困難な方には、夜間納付などの柔軟な対応を考えますので、生活環境交通係まで気軽にご相談ください。

固定資産(土地・建物)の手続きは年内に

～登記・届け出などの手続きをお忘れなく～

平成31年度の固定資産税は、すべて来年1月1日現在の状況(登記・届け出)によって課税(決定)されます。

正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをされますよう、ご協力をお願いします。

■土地及び登記されている建物の場合
土地や建物の取得、取り壊し、所有者変更などは法務局(札幌法務局滝川支局)での手続きとなります。

■未登記の建物・車庫・物置などの場合
未登記の建物の取得、取り壊し、所有者変更などは市役所市税係での手続きとなります。届出用紙は市税係にありますので、必要事項を記入し、提出してください。

○このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置などの設置(10㎡以上)は、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。手続きされますようお願いいたします。

1の問合せ

札幌法務局

滝川支局☎23-2330

2の問合せ

市税係 ☎32-2219

年末調整説明会を開催します

日 時 11月27日(火)
受付開始 13:30～
説明会 14:00～16:00
場 所 交流センターみらい
4階かたらいホール

対象者 給与源泉徴収担当者、青色申告者(個人事業主)

※年末調整に必要な書類については、滝川税務署から各事業所あてに直接郵送されます。

年末調整説明会の
問合せ

市税係 ☎32-2219

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

～年末調整・確定申告まで大切に保管しましょう～

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、国民年金保険料を納付された方へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構本部から送付する予定ですので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

- 1月1日から10月1日までに年金保険料を納付された方は、11月上旬に送付。(9月下旬から10月上旬までにコンビニ納付をされた方は、11月中旬に送付。)
- 10月2日から12月31日までに今年はじめて年金保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に送付。

ご家族の国民年金保険料を納付をされた場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

特定付加保険料の再勧奨を実施します

～付加保険料(月額400円)を納付していた方へ～

付加保険料が未納になっている期間について、納付を希望する方や、納付済みのままとすることを希望する方に「国民年金特定付加保険料のお知らせ兼特例納付申込書」を送り、再勧奨を実施します。

○以前付加保険料は、納付期限までに納付されなかった場合、法律により付加保険料の納付を辞退(みなし辞退)したとみなしていました。「みなし辞退」の規定により、その後、付加保険料を納付していても、その納付はすべて無効となり、付加保険料は、後日お返しすることになっていました。

●同封の「対象期間のお知らせ」で…

- 1 「△」の期間は申込書を提出すると、お返しする予定だった付加保険料を納付済みとすることができます。
 - 申し込みがなかった場合、付加保険料をお返しすることとなり、すでに老齢基礎年金を受給している方は平成31年4月分から年金額が減額されます。
- 2 「○」の期間は申込書を提出すると、さかのぼって付加保険料を納付でき、年金額が増額されます。
 - 対象期間は過去10年以内の月に限られていますので、お早目にお申し込みください。

特定付加保険料の
問合せ
「ねんきん加入者
ダイヤル」
☎ 0570-003-004

「かかりつけ医」を持って健康管理を！

よりよい診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。そのほかにもいろいろなメリットがあります。

1 診療の手続きも簡単で、じっくり診察ができる。

- 2 入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してくれる。
- 3 健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- 4 生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- 5 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているので、いざというときに早急な対応が可能。

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214